

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【選挙管理委員会】

○ 投票用紙の様式（選挙区）

○ 投票用紙の様式（比例代表）

○ 選挙長及びその職務代理者の選任

○ 岡山県選挙分会長及びその職務代理者の選任

○ 選挙会の日時及び場所

○ 岡山県選挙分会の日時及び場所

○ 政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所

○ 政見放送を行わない候補者の経歴放送の取扱い

○ 選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所（選挙区）

○ 選挙公報の岡山県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所（比例代表）

○ 名簿届出政党等の名称等の掲示の岡山県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所

○ 選挙長の事務を行う場所

○ 岡山県選挙分会長の事務を行う場所

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

○ 選挙立会人となるべき者が十人を超えたとき等のくじを行う日時及び場所（選挙区）
○ 選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじを行う日時及び場所（比例代表）

〃

〃

◎岡山県選管告示第三十六号

平成二十八年七月十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

<p>岡山県選挙区</p>	<p>第二十四回 参議院 岡山県選挙区選出議員選挙投票</p>	<p>印</p>
<p>○注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>		
<p>候補者氏名</p>		

備考

- 一 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷り込み式とする。
- 二 紙の色は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

◎岡山県選管告示第三十七号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

第二十四回参議院
比例代表選出議員選挙投票

印

比例代表

○注意

- 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
- 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

候補者氏名又は
政党その他の
政治団体の名称
若しくは略称

備考

- 一 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷り込み式とする。
- 二 紙の色は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。

平成28年6月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第三十八号

平成二十八年七月十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

平成二十八年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

新見市新見八五四番地	住 所	選 挙 長
岡本 研吾	氏 名	
瀬戸内市邑久町北島五三 番地	住 所	選 挙 長 職 務 代 理 者
佐藤 将男	氏 名	

◎岡山県選管告示第三十九号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における岡山県選挙分会長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

平成二十八年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

岡山県選挙分会長	住 所	倉敷市浜ノ茶屋二丁目二番三三号
	氏 名	藤原 健補
岡山県選挙分会長職務代理者	住 所	久米郡美咲町飯岡一〇九六番地一
	氏 名	山本 達也

平成28年6月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第四十号

平成二十八年七月十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 日 時 平成二十八年七月十三日 午前十時

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成28年6月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第四十一号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における岡山県選挙分会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 日 時 平成二十八年七月十三日 午前十時十五分

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成28年6月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第四十二号

平成二十八年七月十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 日 時 平成二十八年六月二十二日 午後五時十五分

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

◎岡山県選管告示第四十三号

平成二十八年七月十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙において、テレビジョン放送による政見放送を行わない候補者のテレビジョン放送による経歴放送の取扱いについて、次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

政見放送を行わない候補者の経歴放送は、他の全ての候補者の政見放送が終了した直後（政見放送が二回行われる場合においては、それぞれの政見放送が終了した直後）に行うものとする。

この場合において、政見放送を行わない候補者が二人以上あるときの経歴放送の順序は、くじにより定めるものとし、このくじを行う場所及び日時は、次のとおりとする。

一 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 日 時 平成二十八年六月二十二日午後五時十五分から行う参議院岡山県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじの後、引き続き行う。

平成28年6月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第四十四号

平成二十八年七月十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 日 時 平成二十八年六月二十三日 午後五時三十分

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成28年6月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第四十五号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の岡山県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 日 時 平成二十八年六月二十五日 午前十時三十分

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成28年6月22日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第四十六号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の岡山県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

一 日 時 平成二十八年六月二十二日 午後六時

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成28年6月22日 岡山県公報 号外

◎参議岡選告示第一号

平成二十八年七月十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

参議院岡山県選挙区選出議員選挙

選挙長 岡 本 研 吾

一 平成二十八年六月二十二日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 平成二十八年六月二十三日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階岡山県選挙管理委員会委員室

平成28年6月22日 岡山県公報 号外

◎参議比選告示第一号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における岡山県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

参議院比例代表選出議員選挙

岡山県選挙分会長 藤原健補

一 平成二十八年六月二十二日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 平成二十八年六月二十三日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階岡山県選挙管理委員会委員室

平成28年6月22日 岡山県公報 号外

◎参議岡選告示第二号

平成二十八年七月十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における選挙会に關し、届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

参議院岡山県選挙区選出議員選挙

選挙長 岡 本 研 吾

一 日 時 平成二十八年七月七日 午後五時三十分

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成28年6月22日 岡山県公報 号外

◎参議比選告示第二号

平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における岡山県選挙分会に
関し、届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじを行う日時及び
場所を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

参議院比例代表選出議員選挙

岡山県選挙分会長 藤原健補

一日時 平成二十八年七月七日 午後五時四十分

二場所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室